

平成30年11月

各位

関東弁護士会連合会
理事長 三宅 弘

公益財団法人日弁連法務研究財団
理事長 鎌田 薫

関東弁護士会連合会・公益財団法人日弁連法務研究財団 法務研修のご案内

関東弁護士会連合会では、会員の研修意欲の高まりと管内各弁護士会からの研修企画の要望に応えるため、平成13年4月に研修委員会を発足し、研修会の開催を行ってまいりました。

今年度も研修委員会が企画いたしました「研修会」として、公益財団法人日弁連法務研究財団との共催により埼玉県さいたま市(大宮)において下記の要領で研修を実施することといたしました。

この研修は理論と実務を結びつけ、より密度の濃いものを目指しておりますので、新規に登録された方々をはじめ会員の皆様にとって有益なものになると考えております。

多くの方々のご参加をお願い申し上げます。

記

【日時】 平成31年1月26日(土) 午後0時30分～午後4時50分

【場所】 TKPガーデンシティPREMIUM大宮 大ホール
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル2階
(詳細については、裏面地図をご参照ください。)

【研修スケジュール・内容】

12:30-14:00 テーマ：「いよいよ施行の改正相続法の提要」

講師：大村 敦志氏(東京大学法学部教授)

※ 平成31年1月13日は改正相続法の一部が施行されます。実務家にとって待ったなしの改正です。法制審議会民法(相続関係)部会の部会長として法改正に尽力された大村教授に改正のポイントを分かりやすく解説いただきます。

14:10-15:00 テーマ：「ここだけは注意したい改正相続法」

講師：稲村 晃伸氏(東京弁護士会法制委員会相続法部会長)

※ 今回の相続法の改正で弁護士業務に直結する改正項目を具体的に説明いただきます。ここだけは理解したい、その核心に迫ります。

15:15-16:45 テーマ：「債権法改正作業を振り返る」

講師：鎌田 薫氏(前早稲田大学総長、東京弁護士会会員)

※ 一足先に決まった改正債権法は明治民法以来の契約のルールの変更を目指すものであり、弁護士実務に多大な影響を与える大改正です。法制審議会民法(債権関係)部会の部会長を務められた当財団の理事長に、5年余にわたって審議された改正作業の全貌をインタビュー形式でお話いただきます。

【申込締切】 平成31年1月11日(金)

【定員】 250名 ※定員に達し次第、申込みを締め切りいたします。
※関弁連又は日弁連法務研究財団のホームページをご覧ください。

【参加費】 1,000円(資料代として)

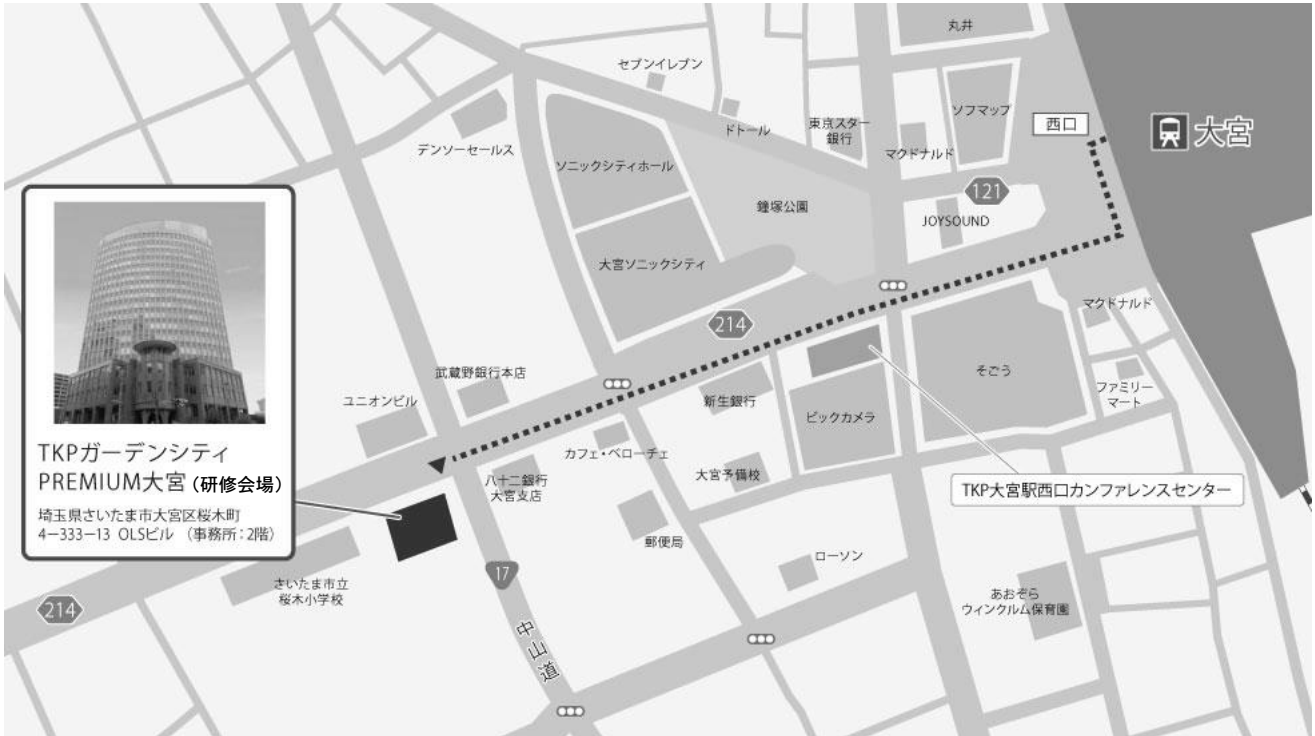
研修当日に受付で頂戴いたします。

公益財団法人日弁連法務研究財団会員・司法修習生・新規登録弁護士・法科大学院生の方は無料

(日弁連法務研究財団会員の方は、裏面申込書中の同財団会員かどうかの欄の「はい」に○印をつけてください。)

参加ご希望の方は裏面にご記入の上、公益財団法人日弁連法務研究財団事務局宛にファクシミリにてお申し込みください。

【TKPガーデンシティPREMIUM大宮 ご案内図】



(アクセス)

- JR 高崎線 大宮駅 西口 徒歩 7分
- JR 京浜東北線 大宮駅 西口 徒歩 7分
- JR 東北本線 大宮駅 西口 徒歩 7分
- JR 埼京線 大宮駅 西口 徒歩 7分
- 会場の建物の入口は、県道214号線沿いにあります。

関東弁護士会連合会・公益財団法人日弁連法務研究財団法務研修申込書（送信票不要）

FAX 03-3580-9381（公益財団法人日弁連法務研究財団事務局 行）

ご所属弁護士会／職業	
（フリガナ）	
ご氏名	（登録番号）
住 所：〒	
事務所名：	
電 話	FAX
公益財団法人日弁連法務研究財団の会員である	はい ・ いいえ

ご提供いただいた個人情報、関東弁護士会連合会及び公益財団法人日弁連法務研究財団の個人情報保護規則に従い厳重に管理いたします。また、受講確認名簿作成・終了証書送付のみに使用いたします。